

令和8年5月21日

公益財団法人日本教育公務員弘済会給付奨学金事業

令和8年度公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部

高等学校等給付奨学生募集

高校生を対象とする奨学給付は、公益財団法人日本教育公務員弘済会の定款第4条に定める「青少年の健全な育成に資するため、有為の学生・生徒に対する奨学資金の給付」を行う事業です。令和8年度は、下記要項のとおり実施します。

1. 主催

公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部

2. 給付要件

(1) 奨学金給付の趣旨

修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者に対して、返還義務のない奨学金を給付し、高校等の修学の継続を支援します。

(2) 応募の資格要件

- ① 長野県内の高等学校等（高等学校定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1、2、3学年、専修学校高等課程及び3年制高等専修学校を含む）に在籍する者とします。（国籍を問いません。）
- ② 向上心に富み、かつ学業に耐えうる生徒で、家庭の事情により学費支弁困難と認められる生徒のうち、学校長の推薦を受けた生徒等（1校3名まで）とします。
- ③ 学費支弁困難度の目安は、同一生計の合計所得金額（生計維持者が父母以外にもいる場合はその方の所得も含める）がおよそ350万円以下の生徒等とします。尚、前年度所得がこれを上回る場合も、家計が急変した方については、その旨を「給付奨学生申請書」の「備考」欄にご記入いただくことで審査の対象とします。

* 生計維持者とは生徒本人の学費や生活費を負担する人を指します。

3. 給付金額

奨学生一人に対し10万円を給付します。

4. 募集期間

令和8年6月15日（月）～6月29日（金）（学校別切）

5. 提出書類

- ① 給付奨学生申請書
- ② 高等学校等給付奨学生振込依頼書
- ③ 所得証明書…市町村が発行する保護者の令和8年度所得証明書

令和8年度所得証明書とは令和7年1月～令和7年12月収入分の収入・所得金額が確認できる書類を指します。父母については一方が控除対象配偶者（所得なし）であってもお二人分の書類を、父母以外にも生計維持者がいる場合はその方の書類も提出してください。

- ④ 在学証明書
- ⑤ 学校長の推薦書

(④⑤は推薦が決まってからの提出となります)

《希望者は本校事務室へお申し出ください。募集要項等をお渡しします。》

文化学園長野高等学校

TEL:026-226-8386

担当：夏目 真由美